



平成 23 年 3 月 28 日

東北地方太平洋沖地震災害に伴う他行預金払戻の特別措置の実施について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」による被災地の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）では、東北地方太平洋沖地震災害に伴う特別措置として、東邦銀行、福島銀行にご預金をお持ちの皆さまを対象として、「代理現金払戻」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

【東邦銀行（本店所在地：福島県福島市）】

1. 取扱開始日 平成 23 年 3 月 28 日（月）
2. 代理払戻の対象預金科目
当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金
財形預金（一般財形に限る）
3. 払戻限度額
 - （1）通帳・お届け印をお持ちでないお客さまは、預金口座の残高の範囲内において、1 口座あたり 1 日 10 万円（千円単位）までとさせていただきます。
 - （2）通帳・お届け印をお持ちのお客さまは、預金口座の残高の範囲内において、1 口座あたり 1 日 100 万円（千円単位）までとさせていただきます。
 - （3）財形預金については、証書・お届け印をお持ちの場合でも、1 口座あたり 1 日 10 万円までとさせていただきます。

【福島銀行（本店所在地：福島県福島市）】

1. 取扱開始日 平成 23 年 3 月 24 日（木）
2. 代理払戻の対象預金および払戻限度額等
筑波銀行窓口までご相談下さい。

【両行共通】

1. 本人確認について
 - （1）ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料をお持ち下さい。
 - （2）本人確認資料をお持ちでないお客さまは、筑波銀行の窓口へご相談下さい。
2. 取扱店舗
筑波銀行全店舗

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

筑波銀行総合企画部調査広報室 鈴木（内線 3730）

TEL 029-859-8111